

板橋区未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領（平成31年4月1日付け子発0401第9号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、子どもの貧困に対応するため、未婚のひとり親に対して、臨時・特別の給付措置として実施する、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 前条の目的を達するために、板橋区（以下「区」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記1に掲げる未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金が支給される者をいう。

(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給等)

第3条 区は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の金額は、1万7,500円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第4条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金に係る区の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに令和元年8月1日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から6か月以内とする。

(申請及び支給の方式)

第5条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記2の規定に基づき、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書（請求書）（別紙様式。以下「申請書」という。）により申請を行う。

- 2 申請者による申請及び区による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、区長が当該支給方法により難いと認める申請者については、この限りではない。
 - (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により区に提出し、区が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を区の窓口に提出し、区が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- 3 区長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本その他の書類を提出させること等により、当該申請者が別記1に掲げる支給対象者に該当するか確認を行う。
- 4 区長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第6条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者とする。

- 2 前項の規定による代理人が未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出する。また、この場合、区は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

(支給の決定及び支払)

第7条 区長は、第5条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、令和元年10月31日の翌日以後、速やかに内容を確認の上、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を決定する。

- 2 区長は、前項の規定により支給を決定したときは、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を、令和2年1月、2月又は3月のいずれかの月の15日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日とする。

(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給等に関する周知)

第8条 区長は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 区長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条第2項の申請期限までに第5条第1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象者が未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 区長が第7条第1項の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、区が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 区長は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

別記（第2条、第5条関係）

1 支給対象者

- (1) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（以下「給付金」という。）は、令和元年11月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給に係る監護等児童（同法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。以下同じ。）の父又は母（当該児童扶養手当の支給を受ける者に限る。）のうち、令和元年10月31日（以下「基準日」という。）において婚姻をしたことがない者で、基準日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないもの又は基準日において当該父若しくは母と当該事情にあった者の生死が明らかでないものに対して支給する。
- (2) (1)の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に(1)に規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

(1)に規定する者が死亡した場合（この(2)の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	基準日において左欄に掲げる者の監護等児童であった者
--	---------------------------

2 支給の申請

- (1) 区から令和元年11月分の児童扶養手当を支給される者は、区に対して支給の申請を行う。
- (2) 国から令和元年11月分の児童扶養手当を支給される者であって、区が基準日における住所地であるものは、区に対して支給の申請を行う。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、次に掲げる者は、区に対して支給の申請を行う。
- 1の(2)の表の左欄に掲げる場合における同表の右欄に掲げる者（当該者に係る1の(1)に規定する者がこの2の規定により、区に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。）

(宛先)板橋区長

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書(請求書)

1. 申請・請求者		記入日	年	月	日	受付日	年	月	日
(フリガナ)		性別	生年月日			現住所			
氏名			昭和・平成						
⑩		男・女	年	月	日	電話 ()			
*記名押印に代えて署名することができます。						証書番号			
※下部の事項(1)～(7)に誓約・同意の上、申請します。									

2. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『√』を入れて、必要事項を記入してください。)

- A 児童扶養手当振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)
- B 指定の金融機関口座(1.の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
※Bを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください。
【受取口座記入欄】受取方法としてBを選んだ場合のみ記入してください。

金融機関名		支店名		分類	口座名義	(カナ)
金融機関番号	1.銀行	本・支店		1普通	口座番号	
	2.金庫	本・支所				
	3.信組	出張所		2当座		
		店番号				

【誓約・同意事項】

- (1)申請日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことはありません。
- (2)未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当する見込みです。なお、申請の後、基準日(10月31日)より前に、給付金の支給要件に該当しなくなった場合、又は転出等により給付金を申請する自治体に変更があった場合には、この申請書を取り下げます。
(支給要件)
①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
②基準日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことがない者
③基準日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者
- (3)未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件の該当性等を審査するため、区が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5)この申請書は、区において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (6)区が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和2年3月31日までに、区が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、区は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (7)給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限限度額以上になった場合など、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

申請取下げ書

記入日	年	月	日	受付日	年	月	日
-----	---	---	---	-----	---	---	---

1. 申請者

(フリガナ)
氏 名
印

*記名押印に代えて署名することができます。

※基準日(10月31日)より前に、以下の事項に該当することとなったため、申請を取り下げます。

- (1) 給付金の支給要件に該当しなくなった。
- (2) 転出等により給付金を申請する自治体に変更があった。

(宛先)板橋区長

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書(請求書)

1. 申請・請求者		記入日	年	月	日	受付日	年	月	日
(フリガナ)		性別	生年月日			現住所			
氏名			昭和・平成						
⑩		男・女	年	月	日	電話 ()			
*記名押印に代えて署名することができます。						証書番号			
※下部の事項(1)～(7)に誓約・同意の上、申請します。									

2. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

- A 児童扶養手当振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)
- B 指定の金融機関口座(1.の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
※Bを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください。
【受取口座記入欄】受取方法としてBを選んだ場合のみ記入してください。

金融機関名		支店名		分類	口座名義	(カナ)
金融機関番号	1.銀行	本・支店		1普通	口座番号	
	2.金庫	本・支所				
	3.信組	出張所		2当座		
		店番号				

【誓約・同意事項】

- (1) 基準日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことはありません。
- (2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当します。
(支給要件)
①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
②基準日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことがない者
③基準日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者
- (3) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件の該当性等を審査するため、区が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5) この申請書は、区において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (6) 区が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和2年3月31日までに、区が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、区は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (7) 給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限限度額以上になった場合など、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。